

## 博士予備論文の審査等に関する申し合わせ

(平成 10 年 7 月 9 日研究科会議決定)

(令和 4 年 10 月 13 日研究科会議決定)

### (申請)

1. 原則として 2 年次に博士予備論文の審査を申請することとする。

### (提出書類)

2. 博士予備論文の審査を希望する者は、指導教員の承諾を得て、以下の書類を、教務掛を通じてアジア・アフリカ地域研究研究科長に提出する。博士予備論文および論文内容の要旨は PDF 版を提出し、他の書類は紙媒体で提出する。ただし、論文内容の要旨は紙媒体でも提出する。

- |                        |                   |
|------------------------|-------------------|
| (1) 博士予備論文審査願 (所定様式 1) | 紙媒体 1 通           |
| (2) 博士予備論文             | PDF 版 1 部         |
| (3) 論文目録 (所定様式 2)      | 紙媒体 1 通           |
| (4) 論文内容の要旨 (所定様式 3)   | PDF 版、及び紙媒体、各 1 通 |

提出書類の詳細は、別途これを定める (添付資料 1)。

### (言語)

3. 博士予備論文に使用する言語は、原則として日本語又は英語とする。これ以外の言語を用いる場合は、指導教員全員の許可を得たうえで、所定の期日までに研究科長に届け出、研究科会議の承認を得なければならない。

ただし、この場合、当該論文を調査できる教員が 3 名以上存在することを条件とする。

### (審査回数・時期)

4. 博士予備論文の審査は年 2 回とし、必要書類提出時期は 12 月下旬及び 6 月上旬とする。

### (審査の手順)

5. 博士予備論文の審査の手順は、審査要項として、別途これを定める (添付資料 2)。

### (調査委員)

6. 博士予備論文の調査委員については、原則として、主査 (1 名) を主旨導教員が、副査 (2 名) を副指導教員が務める。ただし、指導教員がやむを得ない事由により調査委員を務めることができない場合には、これに代わる教員を、研究科会議が選定する。

### (論文公聴会)

7. 博士予備論文の提出から、合否判定を行う研究科会議までのあいだに、論文公聴会を行う。論文公聴会は、原則として日本語及び英語によるものとする。

### (合否判定研究科会議)

8. 博士予備論文の合否判定を行う研究科会議は、2 月及び 7 月とする。ただし、差し支えない場合は、定例研究科会議をこれにあてることができる。

### (保管等)

9. 合格の判定を得た申請者は、両面印刷した博士予備論文を 2 部提出し、それらを大学院アジア・アフリカ地域研究研究科図書室で保管する。

### 【添付資料】

#### ■添付資料 1 〈提出書類の細則〉

##### (論文字数)

1. 論文字数については特に定めないが、指導教員が指導にあたるものとする。

##### (論文内容の要旨の字数)

2. 論文内容の要旨は、800 字程度 (英語の場合は 160 語程度) とする。これ以外の言語による場合は、これに相当する字数とする。

##### (論文の様式)

3. 博士予備論文の様式は、以下のとおりとする。

- ・ A4 判白紙に縦長で横書きすること。
- ・ 原則として、ワープロ印字またはその複写製本とし、両面印刷にすること。
- ・ 左右及び上のマージンは 20 mm 以上、下のマージンは 30 mm 以上とり、下部中央にページ数を印字すること。
- ・ 1 行以上の行間スペースをとり、1 行にあまり文字を詰めすぎないこと。
- ・ 表紙は (所定様式 4) にならうこと。

■添付資料2 〈博士予備論文審査要項〉

博士予備論文の審査は以下の手順で行うものとする。

(申請手続き時期の告示)

1. 博士予備論文の審査に必要な書類の提出期限は、12月下旬及び6月上旬であるが、年度毎に正式な日程は、アジア・アフリカ地域研究研究科長が予め告示する。

(日本語・英語以外の言語使用の届け出及び手続き時期の告示)

2. 博士予備論文審査申請者が、日本語・英語以外の言語を用いて論文を作成することを希望する場合は、指導教員の承諾を得て、12月提出の場合、5月中旬、6月提出の場合、前年の10月下旬に、教務掛を通じて研究科長に届け出る。年度毎の届け出期間は、予め研究科長が告示する。

(日本語・英語以外の言語使用の可否の審議・通知)

3. 上記の届け出があった場合、研究科会議はその可否を審議する。研究科長は、その結果を申請者に通知する。

(論文題目申請の提出)

4. 博士予備論文審査申請者は、論文提出の1ヶ月前までに論文題目を研究科長に提出する。

(申請手続き)

5. 博士予備論文の審査を希望する者は、指導教員の承諾を得て、所定の書類を、研究科長に提出する。

(調査委員の選定)

6. 主指導教員(主査)・副指導教員(副査)のうち調査に携われない者がある場合は、これに代わる調査委員を、研究科会議が選定する。予めこの事態が想定される場合は、調査委員の選定を5の申請手続き以前に行うことを妨げない。

(調査委員への調査及び試験の委嘱)

7. 研究科長は、審査願申請を受け、調査委員に調査及び試験を委嘱する。

(論文に関する公聴会及び実施時期の告示)

8. 博士予備論文の提出から、合否判定研究科会議までのあいだに、論文公聴会を行う。この日程は、研究科長が予め告示するものとする。

(審査結果の報告・審議)

9. 公聴会終了後、調査委員(主査)は、論文公聴会、調査並びに試験の結果をふまえて、研究科会議の2日前までに「博士予備論文調査報告書」(所定様式5)を教務掛に提出し、合否を含む審査結果を、2月及び7月の研究科会議に報告する。この報告を受け、研究科会議はこれを審議する。

別表(各様式)(省略)

附 則

この申し合わせは、平成10年7月9日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成12年7月13日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成14年1月10日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成14年11月14日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成15年9月19日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成15年11月13日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成16年4月9日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この申し合わせは、平成16年12月9日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成19年1月11日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成19年3月8日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成19年9月13日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成21年12月10日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成22年2月12日から施行する。

附 則

この申し合わせは、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせは、令和4年10月13日から施行する。